

## ひめぎん通帳レス口座特約

改定前	改定後
<p><b>1. (特約の適用範囲等)</b> この特約は、個人のお客様が、専用の通帳を発行しない普通預金口座（以下「通帳レス口座」という。）を利用するにあたり適用される事項を定めます。 この特約は、「ひめぎん総合口座取引規定」及び「ひめぎん普通預金規定」の一部を構成するとともにこれらの規定と一体として取り扱われるものとします。</p> <p><b>2. (通帳レス口座)</b> 通帳レス口座は、通帳を発行しません。<u>ひめぎんカード</u>の発行を必須とします。</p> <p><b>3. (お取引明細の取扱い)</b> 通帳レス口座の取引履歴は、「With You Net」、「ひめぎんアプリ」、「一生通帳」等によりお客様自身が照会することとし、お取引明細の定期的な発行をしません。</p> <p><b>4. (通帳レス口座の開設)</b> お客様は、普通預金口座の開設に際し、要求払預金申込書<u>及び記名押印した当行所定の依頼書</u>により、有通帳口座又は通帳レス口座のいずれかを選択できるものとします。 なお、WEB上で口座開設をした場合は、所定の依頼書を必要とせず、すべての口座を通帳レス口座とします。</p> <p><b>5. (通帳レス口座への切替え)</b> 既存の普通預金の有通帳口座は、当行所定の切替依頼書に、<u>届け出た印章を用いて記名押印し</u>ご提出していただくか、「ひめぎんアプリ」にて通帳レス口座切替の申込みを行うことにより、通帳レス口座へ切り替えることができるものとします。この場合、有通帳口座の通帳は、通帳レス口座への切替えが完了した時点で使用できなくなります。 なお、定期預金がセットされている総合口座およびカードローン契約がある普通預金</p>	<p><b>1. (特約の適用範囲等)</b> この特約は、個人のお客様が、専用の通帳を発行しない普通預金口座（以下「通帳レス口座」という。）を利用するにあたり適用される事項を定めます。 この特約は、「ひめぎん総合口座取引規定」及び「ひめぎん普通預金規定」の一部を構成するとともにこれらの規定と一体として取り扱われるものとします。</p> <p><b>2. (通帳レス口座)</b> 通帳レス口座は、通帳を発行しません。<u>キャッシュカード</u>の発行を必須とします。</p> <p><b>3. (お取引明細の取扱い)</b> 通帳レス口座の取引履歴は、「With You Net」、「ひめぎんアプリ」、「一生通帳」等によりお客様自身が照会することとし、お取引明細の定期的な発行をしません。</p> <p><b>4. (通帳レス口座の開設)</b> お客様は、普通預金口座の開設に際し、要求払預金申込書<u>(削除)</u>により、有通帳口座又は通帳レス口座のいずれかを選択できるものとします。 なお、WEB上で口座開設をした場合は、所定の依頼書を必要とせず、すべての口座を通帳レス口座とします。</p> <p><b>5. (通帳レス口座への切替え)</b> 既存の普通預金の有通帳口座は、<u>通帳と</u>当行所定の切替依頼書<u>(削除)</u>をご提出していただくか、「ひめぎんアプリ」にて通帳レス口座切替の申込みを行うことにより、通帳レス口座へ切り替えることができるものとします。この場合、有通帳口座の通帳は、通帳レス口座への切替えが完了した時点で使用できなくなります。 なお、定期預金がセットされている総合口座およびカードローン契約がある普通預金</p>

口座、ひめぎんスウィング預金「スーパースウィング」契約がある総合口座、外国人サポート口座、ジュニアNISA口座は、通帳レス口座への切り替えはできません。

#### 6. (通帳レス口座から有通帳口座への切替え)

通帳レス口座は、当行所定の切替依頼書に、届け出た印章を用いて記名押印することにより、有通帳口座へ切り替えることができます。この場合、通帳発行手数料(¥1,100(消費税等を含む。))をいただきます。

なお、当行は、通帳発行手数料を、関連する他の規定にかかわらず、払戻請求書を提出しないで、口座振替の方法により、通帳レス口座から切替えられた有通帳口座から引き落すことができるものとします。

ただし、WEB上で開設した口座の場合は、有通帳口座への切替えはできません。

#### 7. (預金の預入れ、払戻し)

通帳レス口座について預金の預入れ又は払戻しを行うときは、原則としてキャッシュカードによりATMコーナーをご利用ください。窓口で預入れ又は払戻しを行う場合は、通帳の提出に代えて、キャッシュカード及びご本人であることを確認できる資料を提出してください。キャッシュカードが無い場合は、お取り扱いできません。

#### 8. (解約)

通帳レス口座を解約するときは、通帳の提出に代えて、ご本人であることを確認できる当行所定の資料と届出の印章により記名押印した解約払戻請求書を提出してください。

#### 9. (印鑑登録)

WEB上で開設した口座は、届出の印章を必要とする取引を行う場合、予め当行所定の方法により印鑑登録をすることで、窓口で開設した口座同様のお取引を可能とします。

#### 10. (特約の変更)

口座、ひめぎんスウィング預金「スーパースウィング」契約がある総合口座、外国人サポート口座、ジュニアNISA口座は、通帳レス口座への切り替えはできません。

#### 6. (通帳レス口座から有通帳口座への切替え)

通帳レス口座は、通帳と当行所定の切替依頼書(削除)により、有通帳口座へ切り替えることができます。この場合、通帳発行手数料(¥1,100(消費税等を含む。))をいただきます。

#### (削除)

該当口座のキャッシュカードまたは顔認証等が必要となります。

ただし、WEB上で開設した口座の場合は、有通帳口座への切替えはできません。

#### 7. (預金の預入れ、払戻し)

通帳レス口座について預金の預入れ又は払戻しを行うときは、原則としてキャッシュカードによりATMコーナーをご利用ください。窓口で預入れ又は払戻しを行う場合は、通帳の提出に代えて、キャッシュカード及びご本人であることを確認できる資料を提出してください。キャッシュカードが無い場合は、お取り扱いできません。

#### 8. (解約)

通帳レス口座を解約するときは、通帳の提出に代えて、ご本人であることを確認できる当行所定の資料と(削除)解約払戻請求書を提出してください。

#### 9. (印鑑登録)

WEB上で開設した口座は、届出の印章を必要とする取引を行う場合、予め当行所定の方法により印鑑登録をすることで、窓口で開設した口座同様のお取引を可能とします。

#### 10. (特約の変更)

<p>(1) この特約の規定は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更することができるものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨並びに変更後の規定の内容及びその効力の発生時期を、店頭表示、インターネット、その他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項の規定による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>	<p>(1) この特約の規定は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更することができるものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨並びに変更後の規定の内容及びその効力の発生時期を、店頭表示、インターネット、その他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項の規定による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>
--	--